

## 第二科第三年級

田中稻城 二十四年六ヶ月

## 第一科第三年級

坪井九馬三 二十一年九ヶ月 末岡精一 二十四年一ヶ月

## 同 第二年級

山田一郎 二十年二ヶ月 福井彦二郎 二十二年十月  
有賀長雄 十九年九ヶ月 真崎孝八 廿一年一ヶ月

坪内勇蔵 廿一年一ヶ月

## 法文学部第一年級

鶴原定吉 廿二年七月 磯部伊呂久 廿一年五月  
木村竹二郎 十八年九ヶ月 渋谷慥爾 廿二年九ヶ月

穂積八束 十六年五月

108 東京大学生徒元田肇・合川正道・岡山兼吉・渋谷慥爾・  
穂積八束試業答案(抄) [明治十三年六月二十八日]

(中略)

〔表紙〕  
「明治十三年六月廿八日」

## 東京大学法学部第四年級

元田 肇 二十二年六ヶ月 宮崎道三郎 二十五年  
第三年級加藤高明 二十三年六ヶ月 合川正道 二十一年二ヶ月  
鈴木充美 二十六年一ヶ月 秋山正議 二十五年十月

## 東京大学明治十三年夏期大試業答案

令義解試業答案  
〔朱書〕 令義解  
法学四年生 元田 肇

法学四年生 元田 肇

法学四年生 元田 肇

法学四年生 元田 肇

同  
岡山兼吉 二十四年 橋 槐二郎 十八年四ヶ月  
同 文学部

(第二) 凡詔勅未宣行者、非司不得輒者、トアル司トハ如何、  
按、司トハ中務大輔以上ヲ云フ、蓋役此条者門司等ニ  
於テ輒ク動止シテ事ヲアヤマリ且機密ヲ洩漏セント、

恐、レ、テ、ナ、ラ、ン」

〔朱書〕  
〔十〕

(第二) 勅ヲ奉シテ夜門ヲ開ク制如何、

按、允勅ヲ奉シテ夜門ヲ開クキハ、其受勅者之ヲ中務省ニ牒シ中務省覆奏シテ之ヲ衛府ニ通シ衛府又タ之ヲ覆奏シテ闢司ニ告ク然後闢司申奏シテ之ヲ開クナリ、但シ其中務省并衛府共ニ勅ヲ受ルキハ覆奏スルニ及ハザルナリ、蓋シ斯ク開門ノ制ヲ嚴ニシタル所以ハ、禁威ヲ皇張シ、非違ヲ警戒スルニ然ルモノニゾ、當時ニ在テハ、実ニ其宜キヲ得タルモノト謂ヘシ」

〔朱書〕  
〔十一〕

(第三) 宿衛、及近侍之人、二等以上親、死罪ヲ犯サハ如何、按、凡宿衛及ヒ近侍之人、二等以上親、死ヲ犯スヰハ其推断ノ官司ニ於テ、馳使シテ其本司并ニ其犯者ハ近親ニ報シ、内ニ入ルヲ得ザラシム蓋シ由是観之レハ已ニ推断ノ間スラ其犯者ノ近親ヲ内ニ入ルヲ得サラシムレハ、其死刑ヲ蒙リシ後其宿衛ノ官ニ任スルヲ能ハサルハ、勿論ナルヘシ、

〔朱書〕  
〔十二〕

(第四) 兵士一火ノ制如何、

按、兵士八十人ヲ火トナス、毎火ニ六駄馬ヲ宛ツ、蓋シ此ノ駄馬ナル者ハ、兵士ノ家富メル者ニ附シテ、平常養肥セシメ、其事アルキ、之ヲ行使スルヲ許スモノナリ、然而ソ若シ該馬死失スルキハ、理アレハ、官更ニ

之ヲ給シ、理ナケレハ其者ヲソ償ハシム、

〔朱書〕  
〔十五〕

兵士上番ノ制如何、

按、兵士上番スルヰハ、官司ニ於テ、其正身ヲ、(ママ)黙検シ、而後之ヲ奏スルナリ、蓋シ官司トハ、兵部ナリ、(ママ)黙検ストハ、其當人ノ現在スルヤ否ヲ検シテ、其姓名上ニ默スルナリ、凡リ兵士ハ、向京者ヲ衛士ト名ケ、向防者ヲ防人ト名ケ、向京者ハ一年、向防者ハ三年、行程ヲ計ヘス、凡リ兵士等之ヲ勤メ終ルヰハ、帰郷ノ日、其上番ノ年限ニ応シ、徭役ヲ免ル、「ナリ、即チ衛士ハ一年、防人ハ三年ナリ、又其部領等、三番以上ヲ勤メタル者ハ、一番ヲ免サル、「ナリ、然レニ猶之ヲ心願スル者ハ留マルヲ得ヘシ、又兵士ヲ簡点スルハ、此迄ハ地ニ於テ團結セシム相隔絶スルヲ得ス、又其丁ヲ取ルノ法ハ三丁毎ニ一丁ヲ取ルナリ是レハ一国ヲ三分シテ、其一部ヲ取ルナリ、蜂司事カヲ除テ云フナリ、隊正ハ二分ヨリモ取ルナリ、又凡ソ采女ヲ貢スル所ハ、兵士ヲ出スニ及ハス、即チ三分ノ二ハ、兵士ヲ貢シ其一分ハ采女ヲ貢スルナリ、然レニ、若シ三分ナキヰハ、兵士ヲ取リテ采女ヲ取ラス、又上番中ハ、父母ノ喪ト雖モ発スルヲ得ス、下番ノ日ニナサシムルナリ」、又兵士上番中ハ十日ニ一日休暇ヲ賜フ、一日ハ上ヘ、一日ハ下ルナリ、其當日ハ弓劍戈槍擲石等ヲ演習セシム、午時ニ至テ已ム、其官司ニ於テハ、時

々其能スル検シテ、本司ニ通シ、進退スル「アリ、」  
防人ハ、辺倅ニ向フ者ヲシテ蓋シ、今日ハ、屯田兵ノ如キ者、  
ナリ、其大宰府ニ在ルヤ、平常ハ其接近ノ空間地ニ於テ  
地ヲ賜ヒ、年料ヲ作リテ糧力ニ充テ、互ニ勤番スルモ  
ノナリ、其苗等ハ、朝集使ヨリ状ヲ申奏セシム、」故  
ニ妻子弟ヲ伴フ「ヲ得ルナリ、然レモ衛〔子〕士ハ、然  
ラス」以上述フル所、兵士上番ノ制、并之ニ付属シタ  
ル「ノ大略ナリ、此条ハ、次条ト參看シ、玉フヘシ、」

〔朱書〕  
〔十〕

(第六) 衛士ト防人トハ何人ヲ取ルヤ又其別如何

按、此条ノ事ハ、前第五条ニ於テ大抵述了タリ、但シ  
衛士ト防人トノ別ハ、衛士ハ、向京者防人、辺倅ヲ防ク、カ  
為メニ向フ者ナリ」衛士ハ、前ニモ述シ如ク、其妻妾ヲ伴  
フ可ラス、然ルニ防人ハ、伴フ「ヲ得ルナリ」又衛士ハ、純  
粹ノ兵士ナレ。防人ハ、屯田兵タルニ過キス、其送達  
ノ法方ハ、国司ニ於テ部領シ、京ニ至テ兵部ニ渡スナ  
リ、兵部ニ於テハ之ヲ検査シテ、若シ戒具等不足アラ  
ハ、部領ヲ推罰ス、衛士亦罪ナキニ非ス、防人ニ津ニ  
抵リシキ、專使之ヲ点検シテ、茲ヨリ大宰府ニ送ルナ  
リ、且ツ其大宰府ニ抵ル前、予メ部位ヲ記シテ先方  
ニ送リ、交替ノ時、差支ナカラシムナリ、凡ソ防人等  
ハ、其限滿ルキハ、仮ヒ人員不足ナルモ、之ヲ抑留ス  
ル「ヲ得ス」、凡ソ防人等道ニシテ、除脱アルモ、之

ヲ差易ルヘカラス、若シ又其発セントスルキニ当リ、

罪ヲ犯シタルモ、其座ニ決罰スヘキモノナラハ、決罰  
シテ伴フ「ナリ、此レ其徒以上ノ罪ト雖凡、贖スヘキ  
ハ然リトス」又發遣ノ日、道ニテ軍規ニ仕フヲ法ト

ス、猥リニ百姓ヲ侵害スル「ヲ得ス、若シ之ヲ犯サハ、  
國郡之ヲ奏スヘシ、必ス罰ニ処セラル、「ナリ、又道

ニテ病氣起リ、追行スヘカラサル氏ハ、丁匠ニ准シテ、  
其此郡ニ於テ保養セシメ、平愈ノ上、途ニ上ラシム、

若シ死スルキハ、津以西ハ燒葬シ、山城以東ハ、其郡  
ニ報シテ取去ラシム、津以西ニテモ取り去ル者アレハ、  
許スナリ、其遺物ハ、親者アレハ親者ニ給シ、之レナ  
ケレハ、兵部ニ没入ス、是レ其大略ナリ、前第五条ト參看  
ヲ請フ

〔朱書〕  
〔十〕

(第七) 軍団ノ大小毅ハ、何人ヲ取リテ充ツルヤ、

按軍団ノ大小毅ハ、部内ノ散位勲位及庶人ハ、武芸可称  
者ヲ取ル、

(第八) 大将出征ノ制如何、

按大将出征スルキハ、皆節刀ヲ賜フ、蓋シ、古ハ、〔ママ〕影牛ノ  
尾ヲ制シテ之ヲ大將ニ与ヘシカ、其後刀ヲ授クル「ト  
ナリタリ、此レ其名實異ナリト雖、其意ハ則チ同シク  
メ、此い使者ノ權トスル所ナリ」凡ソ大將節刀ヲ受ル  
片ハ、帰リテ宅ニ宿スル「ヲ得ス、然レモ拋ナキ「アル  
片ハ、帰リテ宅ニ宿スル「ヲ得ス、然レモ拋ナキ「アル

ハ受勅ノ者ニ准シテ帰宿スルヲ得、凡大将出征スルヰハ閫外ハ事ハ之ヲ司ル故ニ大小毅以下ハ対冠軍令ヲ用ヒザルヰハ死罪以下ハ斟酌之ヲ罰スルヲ得、凱旋ノ後之ヲ申奏スヘシ、又大将ト雖モ妻妾ヲ伴フヲ得ス、其出征中ハ、喪ヲ発スルヲ得ス、三軍出征スルヰハ、大將軍一人ナリ、一軍ナルヰハ將軍一人副將軍二人ナリ、（但シ是ハ一万二千人ノ時ナリ、レ下ハ副將軍ハ壻人ナリ）即チ兵一万二千人ヲ発ス以ハ、將軍一人、副將軍二人、軍監一人、軍曹四人、錄事四人ナリ、軍曹ハ大主典ニ当リ、錄事ハ小主典ニ当ルナリ、五千人以上ナレハ副將軍、軍監、各壻人ヲ減シ、錄事二人ヲ減ス、三千人以上ナレハ、又軍曹二人ヲ減ス、此三軍ヲ總フルヰハ、前述ヘシ如ク、大將軍壻人ヲ置クナリ、故ニ之ヲ算スレハ、三軍ニハ、大人、錄事八人、ニシテ總數三十人ナリ」

(朱書)

(第九)

勲人勲ヲ得テ後其身亡ナハ、其勲如何、

按ニ、勲人勲ヲ得テ後其身亡ナハ、其近親ハ者ニ授クルヲ得、若シ之ヲ受クルモノナキヰハ已ム、

(第十)

宮闈門ニ入ルベキ制如何、

按、凡ソ宮闈門ニ入ルベキ者、中務省ニ於テ、予メ籍、<sup>（朱書）</sup>ノ衛府ニ付シ、其便門ニ從テ之ヲ付ケシム、但五位以

(欄外注記2)

上ハ其籍ヲ宮門ニ付ク、其使外者及病氣等ニテ入ラサル者アルヰハ、中務省ニ牒シテ、當日之ヲ除ク且毎月一日十六日ノ兩日ニ政レ之、蓋シ宮門ハ衛門ノ衛ル所ナリ、閨門ハ兵衛ノ衛ル所ナリ、五位以上云々トハ、是レ其朱紫ニシテ貴キヲ以テナリ、

又凡輸送請出等ノ為メ入ル者ハ、中務省臨時ニ牒ヲ府ニ付シ、五十人每ニ當府ニ於テ之ヲ奏セシム、是両回ニ五十人ナルモ亦然リ、若シ其事物ヲ受取り終ラス宿ニ禁内ト欲スル者アラハ、斟酌之ヲ許スヲ得ルナリ、是其制ノ大略ナリ

(畢)

明治十三年六月廿八日

(表紙)  
明治十三年六月廿九日

法学四年生 元田 肇再拝

法学四年生 元田 肇

(朱書)  
(合計九十点)

仏蘭西民法試業答案

東京大学明治十三年夏期大試業答案

(朱書)  
(合計九十点)

仏蘭西民法

法学四年生 元田 肇

第六条私ニ為シタル契約ヲ以テ公安及風儀ニ関シタル法律ヲ犯ス可ラス  
按ニ私ニ為シタル契約トハ人々各箇ノ私ニナシタルモノ、  
〔三十一〕ニシテ社会ニ關スルモノニ非ス然レハ仮令ヒ其ノ者ノ為メ

ニハ、或ハ、利益アル、氏之ヲ以テ、社會ノ、公安ヲ、書シ、風義ヲ、損

タル、權利ヲ、廢棄スルノ約ヲナシ、又父、タル者、其父、タル、  
フ可ラザルハ勿論ナリ、例へハ仏法ニテハ夫タル者其夫。

ハ、権利ヲ廢棄セント約スルカ如キ、總テ禁セラル、所ナ  
、悉ニ、今吾ノヘニム、為ニ、其ム為、哭刃ノム

リ然ルニ、今若シ人ニ私ノ為メニ其私為ノ葬納<sup>テ</sup>以テ、是等ノ法ヲ破ルヘシトセハ、社会ハ秩序、何ニ由テ⊗

而シテ立タニヤ法アリテ法ナキニ等シク、所謂徒法ナルモノ過キサルナリ、蓋シ凡ソ社会ニ法律ヲ設ル所以ノモ

ノハ、社会ノ幸福ヲ増進セシカ為メノミ、然ルニ一箇私

為ノ契約ヲ以テ、之カ法律ヲ破ルヲ得ハ、是レ其立法ノ意ニ反スルモノナリ、私約ハ公法ヲ犯ス可ラストハ是レ

法律ノ格言ニシテ、最モ其当ヲ得タルモノト云フヘシ、  
又キ法ニ由レニ、心ハ土、言ハ失序風俗ニ渴ス、レ不正ハア、

又英法ニ由ハニ月ニ社会ノ秩序風俗ニ關スル不正ハ期  
約ハ、總テ其効ヲ有セシメス、是レ其意蓋シ亦此ニ外ナ  
コハピタシヨン（男女正當ノ婚姻）

ラサルナリ、例へハ、不正ノ密会住居、  
（ヲ遂ケヌミ住ス）ノ如キ、人ヲ誹謗スルノ契約ノ如キ、将来離宴ヲ

ナスヘキ契約ノ如キ、人ヲ奴隸ニシ、若クハ博変スルノ  
契約ノ如キ、敵人ト商業取引スルノ約ノ如キ、皆是レ社

会ノ秩序ヲ紊乱シ、若クハ風俗ヲ乱スモハトシテ禁セラ

ル、所ニシテ、斯ノ如キ約ハ總テ其效ナントス。又ハ獨溼ナル図画ヲ刻出スルノ約ノ如キモ亦然リ、英國ニテ人

ヲ誹謗スル「ヲ或新聞屋ニ托シ、其新聞屋ヨリ、其公告  
料ヲ要求セシニ、是レ不正ハ契約ナリトテ、之ヲ得ル」

ヲ許サレザリキ、蓋シ、生曾テ此等ノ法書ヲ読シ、彼國ノ法制其宜シキヲ得、我邦ノ不整備ヲ嘆シタル「アリ、如此キハ本条ト直接ニ関係ナケレモ、当路ノ人宜ク今日ハ画入新聞ハ如キ猥穢ノモノハ總テ禁止セラタキ「ナリ、（ママ）第千百十条、凡契約ヲ結フノ目的タル事物ハ錯誤ニ非レハ、錯誤ヲ以テ結約ヲ廢棄スルノ源因トナス可ラス、又其契約ヲ結ハントスル人ハミノ錯誤シタルヰハ、之ヲ以テ結約ヲ廢棄スルノ源因トナス可ラス、但シ結約ノ主因其人ニ在ルヰハ格外ナリトス

按、凡契約ニ於テハ必要ナルモノ三件アリ、即チ第一双  
〔朱書三十〕方対手ハ承諾、第二其法ニ合ヒタルヲ、第三其契約ハ目  
的、タル事物ノ確定セルヲ、是ナリ、然レモ之ヲノ有効ナ  
ラシメンハ、左ノ二件ヲ加ヘザル可ラス、即チ第四其契  
約者双方ハ契約ヲナスヘキ能力アルヲ、第〔抹消二〕五其契約  
ニ於テ詭欺ナキヲ是ナリ、此五者ヲ全備スレハ、即チ正  
当有効ノ契約ナリ、」凡ソ契約ヲ廢棄スルニ三ノ場合ア  
リ、即チ錯誤、詭欺、暴行ニテ承諾ヲ得シヰ是ナリ、本  
ツヲハ、唯契約ノ目的、タル事物ノ錯誤ト人ハ錯誤トノ二  
条ニ云ヘリ、然レモ其実五箇アリ請フ之ヲ左ニ述ン、

第一契約ノ性質ノ錯誤」例へハ甲ハ物ヲ売ント約セソニ、乙ハ之ヲ交易セント約セリト思フカ如キ是レナリ、蓋シ

是等ハ書状上ノ取引ニ於テ往々有之ル所ニシテ、斯ノ如キ  
ハ是レ一方ノミノ承諾ニテ、双方意思相到一セザルナリ

(欄外注記 4)

(欄外注記 3)

故ニ緊要ナル双方ノ承諾ナキヲ以テ契約成立ザルナリ、  
**第二契約ノ原因ハ錯誤**」例へハ平生ノ取付ナル酒屋ヨリ  
 酒ヲ買タルノ払ヒトシテ、若干金ヲ払フヘシト約スル  
 カ如キ、若シ他日其払ハ既已ニ為シタル「ヲ發見セハ、  
 是レ其源因ヲ錯誤セシモノナレハ、契約ハ其効ナシ、又  
 例へハ、甲者其父曾テ乙者ヲ傷セシ「アルヲ以テ、之カ  
 償金ヲ出サント約ゼンニ、他日其償金ハ、既ニ父ヨリ払  
 リタル「分明ナラハ、是レ亦其契約ノ原因ヲ錯誤セシモ  
 ハナリ、是等ノ類ハ一々枚挙ニ遑ラス、

**第三契約ノ目的タル物品ハ錯誤**」例へハ、甲ハ大ナル桶  
 ヲ買フタリト云ヒ、乙ハ小ナル桶ヲ卖リタリト思フ如キ、  
 是ナリ、是レ亦世上往ニアル所ナリ、

**第四契約ノ目的タル物質ハ錯誤**」此条ノ区域ハ甚タ広シ、

例へハ、甲ハ木製ノ閑入ヲ買シニ、是レ木製ニアラスシ  
 テ、石ナルカ如シ、然レ氏茲ニ注意スヘキハ、物質ト品  
 位トノ區別ナリ、凡ソ物ヲ買シニ、物質ノ異ナルヰハ、  
 之ヲ拒ムヲ得ヘシト雖モ、唯品位ノミノ差異ニテハ然ル  
 ヲ得ス、例へハ、馬ヲ求ンニ亞羅比也、產ナリトテ求メシ  
 モノ、北海道産ナルヰハ、之ヲ拒ムヲ得ヘシ、何者其質  
 異ナレハナリ、然レモ、駿馬ナル積リニテ求メシモノ、  
 存外駕馬ナリ、之ヲ拒ム可ラス、何者此レ唯其品位ハ  
 異ナルノミナレハナリ、蓋シ英法ニテ「コンジョン・ブ  
 レシデント」即チ契約ノ起ルニ必要ナル条件(仮法ニモ  
 アルト観)ト「ワルランチノ」即担保(仮法第千六百五  
 条)

(前後二之ヲ論セリ)

トノ間ニ差異アリテ、物質ノ差異ハ、契約ノ起ルニ必要  
 ナル条件ナレモ、担保ハ然ラス、是レ唯傍約タルニ過キ  
 ス、故ニ担保ノ件ハ唯其償金ヲ取ルノミデ來タル約ヲ拒  
 ム「ヲ得ス、何者、此其品位ノミニ閑スレハナリ、例へハ  
 ム「ヲ得ス、何者、此其品位ノミニ閑スレハナリ、例へハ  
 メルノ茶ヲ求メニ支那ノ茶ヲ送レハ是レ其物質ヲ錯誤  
 日本モノナリ、故ニ之ヲ拒ム「ヲ得」然レモ此等ノ場合  
 ニ於テ、裁判官ニ於テ熟考セサル可ラサル「アリ、例へ  
 ハ物ノ色ニテ極メタル契約ノ如キ是ナリ、之レ甚タ六ヶ  
 敷ナリ」又是レハ千鳥ノ香炉ナリトテ売買セシニ、其实  
 然ラサルヰハ、双方共知ラスシテ、錯誤セシナリ、故ニ  
 契約ハ其効ナシ、然レモ裁判官ニ於テ、是ハ品位ナル乎、  
 將物質ナル乎、熟考セサルヰハ、往々不当ノ裁判ニ陥ル  
 「アリ、注意セサル可ラス、

**第五契約ノ対手タル人ノ錯誤**」是レハ既ニ本条ニモ云  
 フ所ナリ、然レモ今少シク之ヲ解釈スヘシ、例へハ尋常  
 ノ売買ヲナスカ如キ、此レ其対手ノ如何ニヨラサルヘシ  
 然レモ家ヲ貸ス契約ノ如キ、又遺贈ヲナスノ契約ノ如キ、  
 会社ヲ立ルノ約ノ如キ、教師ヲ雇フノ約ノ如キハ、總テ  
 其契約ノ主因其人ニ属スルヲ以テ之ヲ廢棄スルヲ得ヘ  
 シ、又豊後ノ竹田ハ善画工ナリトテ、其生存中其真筆  
 ヲ求ムレハ、是レ人ニ閑スル契約トナル「ナリ、然レモ  
 其死後即チ今日ニ於テハ、此レ物質ノ部ニ入ルナリ、  
 スルヨリ、其契約ヲ結ヒタル双方ノ者ノ意思ヲ求ムヘシ、

第千五百六十条、凡契約ヲ解釈スルニハ、其文詞ニノミ依拠  
 第千五百六十条、凡契約ヲ解釈スルニハ、其文詞ニノミ依拠

〔朱書〕 按ニ、凡契約ナル者ハ、双方ノ対手相集リ互ニ意思到一  
〔三十〕シ承諾アル上ニテ始メテ其効ヲモ布スヘキナリ、又其成  
立ツトモナルナリ、然レハ、今裁判官タル者、之ヲ解セ

ンニハ、固ヨリ其意思ノアル所ヲ探求スヘキハ勿論ナリ、  
凡ソ解釈ノ法ハ、其源ヲ羅馬法ニ受ルモノ居多ニシテ、  
英ト雖凡ト雖、非常ノ差異ハナシ、即チ其規則ノ

概略ヲ述フレハ、第一契約ノ文詞疑シク二様ハ意味ヲ有  
スルヰハ契約ヲソ有効ナラシムル方ニ解セヨ第二契約ノ  
目的ニ最モ近キ方ニ解セヨ第三疑シキヰハ其文ノ全面ヨ  
リ解ヲ取レ第四文字疑シクハ習慣ニ由リテ解セヨ第五習  
慣アリテ別段記載セサルヰハ記載セシ者ト解セヨ第六其  
用ユル所ノ文字博キニ失スルト明カナラハ双方ノ意思ニ  
ヲ一箇拳ルヰト雖凡ト他ノ場合ニ於テモ可ナルト其文面ヨ  
リ明カナルヰハ其一箇ノ場合ニ限ラサルヘシ以上記スル  
所其最要ナル格言ナリ此他猶アレモ大抵大同小異ナレハ  
復タ茲ニ贅セス但シ右ニ拳ル所ハ仏民法ニ〔テ〕モ拳ケタ  
リ其第千百五十七条以下ヲ見テ知ルヘシ且又本条ニ所謂  
文字ニ拘泥セスシテ契約ノ精神ヲ取レトハ是レ英國衡平  
法ノ大元則ニシテ英人ノ最モ誇称スル所ナリ」上ニ拳ル  
外今一つ肝要ノ規則アリ即チ義務者ハ利益トナリ権利者  
ハ損トナル方ニ解スヘシ（疑シク二様ノ解ヲナシ得ヘキ  
ヰヲ云フハ勿論也）ト是ナリ然レモ売買ハ契約ニ於テハ、  
然ラス、此レ限外ナリ、蓋シ売買上ニ於テハ売主ニ於

テ万事予メ其義務ヲ明瞭ニ述ブルノ責アレハナリ、此レ  
仮民法第千六百二条以下担保ノ条等ヲ參看シテ知ルヘシ、  
（畢）

〔朱書〕  
〔合川〕

### 仮蘭西刑法試験

〔朱書〕 第一  
〔合計七十五点〕

刑法第一条重罪ヲ犯サントシテ已ニ行〔フ〕ヒ已ノ意外ノ景況  
ニ因テ其事ヲ中止シ又ハ其効ヲ顯ハサスト雖凡其所行ヲ重罪  
トナスベシ

〔朱書〕 〔合計七十五点〕

〔朱書〕 「詳ニ曰ク本条ハ唯重罪ノ試犯ヲ論セシ者ニシテ輕罪  
ニ涉ラス重罪ノ試犯ヲ罰スルノ理由ヲ尋ヌルニ凡人ノ思  
想ハ何程惡ム可キ者ト雖凡モ其思想ノ事業ニ顯ハレサ  
ルニ非ラサレバ之ヲ罰スル「固ヨリ法律ノ能成ス所ニ非  
スト雖凡之ヲ罰スルニハ必シモ其事ノ遂タルヲ待ツヲ要  
セサルナリ何トナレバ前ニ法律ノ單ニ思想ヲ罰スル能ハ  
サレバ其人ヲ責ムルノ道ナクシテ只臆側ヲ以テスルノ外  
ナシ然リ而ソ臆側揣摩ノ說ヲ以テ人ヲ罪スルハ仮令之ヲ  
罪スルノ意懲惡ノ旨意ニ出ルモ其事ノ危キ固ヨリ論ヲ待  
タスシテ法律ノ原則ニ戾ル者ナレバナリ然レモ人只思想  
ヲ其事ニ現ハス以上ハ法律ハ直ニ之ヲ罪スルノ基礎ヲ得  
且其犯サント為ス所ノ罪未タ遂ケサルモ已ニ事ヲ始メ行  
タル以上ハ社会ノ安幸風俗ヲ妨害スルニ足ル者ナリ斯

要点ニ注意セサル可ラス即試犯ハ其犯サントナス所ノ事ノ執行ヲ始ムルニ因テ顯ハレタル者タラサルヘカラス且ニニハ其中止セラレシ所以ハ必其犯者ノ意外ノ事情障碍ニ係ラサルヘカラサルナリ蓋シ「罪ノ」試犯ト称スヘキ者ハ事必其犯サント企ル罪ニ関係セサルヘカラス乃<sup>(抹消)</sup>試犯ハ若シ中止セラレサレバ遂ニ罪ラ遂クルニ至ルノ事業。ラサルヘタカラス又其中止シタル原因其人ノ悔悟ニ出レバ固ヨリ之ヲ罪スヘキニアラス故ニ意外ノ事タラサル可ラス」余窃ニ考フルニ本条ノ旨意固ヨリ佳ナリト雖云其試犯ヲ以テ已ニ遂ケタル者ト同一視スルハ嚴ニ過キタル者ト云フヘシ何トナレバ法律タル者ハ一事一業ヲ賞罰スルニハ必ス其始終ヲ論シ唯其原因ヲ□ラスシテ又其結果ヲモ参考セサルヘカラス原因ヲ同フルモ結果ヲ異ニセハ其事ノ輕重自ラ差別アラサルヲ得ス然ルヲ其結果ノ如何ヲ顧ミス其原因タル思想ニ就テノミ之ヲ罪セハ實際<sup>(抹消)</sup>大ニ法律ノ究スル所アラン「一例ヲ設ケテ之ヲ云ハンニ、茲ニ甲ナル者アリ乙ヲ殺サントノ思想ヲ以テ」我政府力近ク行ハントスル刑法中ニハ試犯ヲ罪スト雖ニ其犯サントスル罪ニ数等ヲ減スルノ条アリ果シテ其真ノ權衡ヲ得ンヤ否ハ未タ論スル能ハサレモ之ヲ仏刑法ニ比スレバ頗穏当ヲ得タル者ナランカ

## 第二答

第四十四条 政府ヨリ監察ヲナン犯人ヲ送致ナセハ政府ハ之ニ因リテ犯人ノ其刑期ノ終リシ後トニ住居スヘキ場所ヲ定ム

ルノ權ヲ得ヘシ政府ハ又犯人ノ其居住ヲ為スヘキ地ニ常ニ住居スルヲ証スルニ相当ナル式ヲ定ムベシ政府ノ監察ヲ受ケシ犯人ハ巴里西及其屬地内等ニ住居スルヲ禁ス

〔朱書〕〔二十五〕余考フルニ此条頗穩當ヲ失セシ者ナランカ何トナレバ第一ニ人ノ尤貴フ所ノ移転行動ノ自由ヲ束縛スル者ナレバナリ蓋シ人罪ヲ犯セハ其自由ノ權ヲ失フ「固ヨリ当然ナレモ已ニ相當ノ刑ヲ受ケ其刑期満ツレバ法律上其罪ハ消滅セル者ト云フヘシ其罪已ニ消レハ其罪ニ因テ失ヒタル自由ノ權利モ恢復スヘキ道理ナリ尤其罪ノ生質ニ因リ其再犯或ハ他罪ヲ犯スノ憂ヲ防カシムカ為ニ刑終ルノ後モ多少其自由ヲ束シテ其惡行ヲ防杜スルハ社會ノ安寧ノ為ニハ要用タル「ナリ然レモ期限ナリ其人ヲ束縛スルハ大ニ人間自由ノ道ニ背ケル者ト云フヘシ且加之其住居ヲ定限セリトテ其人ヲシテ決テ罪ヲ行ハサラシメン」ハ必ス可ラス若シ其罪ヲ行フヲ恐レナハ寧長ク之ヲ監察三附スルニ加カシ雖然法律ノ目的ハ唯其犯人ノ身ヲシテ再ヒ罪ヲ犯スヲ得サラシムルノ旨意ニ止マ「ヲ」ル者ニアラス故ニ徒ニ其犯人一箇ヲシテ再犯ヲ為サ、ラシメンカ為ニ格外ノ刑ニ処スルハ又是法律ノ原則ニ戾ル者ナリ已ニ非常ノ限束ヲ犯人ニ加フ可ラス然ラハ其相当ノ刑終ラハ之ニ自由ヲ与ヘテ可ナリ何ソ必シモ「長ク」政府長ク其<sup>(抹消)</sup>之住スルヲ禁スト前節已ニ政府ニ場所ヲ定ムルノ權ヲ有<sup>(抹消)</sup>スト云フ何ソ特ニ之ヲ挙クルヲ要センヤ

## 第三答

日本刑法問題

法学式年生 岡山兼吉再拝

## 第五十九条 重罪又ハ輕罪ノ附従ハ法律ニ於テ別段ニ定メタ

ル場合ノ外ハ其重罪又ハ輕罪ノ首謀ト同一ノ刑ニ処スヘシ  
(朱書)  
 本条附従トハ他人ノ成シタル罪ニ参与スル者ヲ云フナリ  
〔二十五〕 本条附従ヲ罰スルニ首謀ト同一ノ刑ヲ以テスルハ權衡宜キヲ失スルニ似タリ蓋附従ノ成ス所ハ首謀ト異ナル

「ナキモ其事ヲシテ起ラシムルノ罪ニ至テハ首謀ト等シカラス是首謀附従ノ別因テ起ル所以(抹消)〔ニシテ〕ナリ然ルヲ已ニ其別ヲ立テナカラ之ヲ罰スルニ同一ノ刑ヲ以テスルハ果シテ何ノ理由ソヤ首謀ヨリ之ヲ論スレバ首謀ハ自ラ罪ヲ企テ独リ之ヲ犯スノミナラス他人ヲシテ之ヲ犯サシムルニ至ルハ仮令自ラ懲懲セサルモ其罪ハ附従者ヨリ重シト云フヘシ又附従ヨリ論スレバ仮自ラ断シテ首謀ニ奥ストイヘモ其附従スルノ結果タルヤ罪已ニ止マリ人ヲシテ之ニシタカハントスルノ念ヲ起サ、ラシムル(抹消)〔首〕自己カ首謀ノ為ニ影響セラル、カ如キニアラス(故ニ)且其犯ス所ノ罪ノ起ル原因ノ極ヲ推セバ附従ニ在ラサルカ故ニ附従ヲ罰スルノ法ハ宜シク首謀ニ異ナルヘシ

(中略)

法学三年生 合川正道

名例律犯罪自首律第三項ニ其人ヲ損傷シ云々若シクハ姦スル者ハ並ニ自首ノ律ニ在ラスト在リ蓋シ姦スル者トハ姦既ニ成リタルモノニン成ラサルモノヲ含蓄スルニ非ラス亦理論ヨリスルモ其婦人ヲ辱シムルハ姦スルモ姦成ラサルモ同シト雖人ヲ損傷シ物ヲ棄毀スル如キノ性質則チ

一ト度犯カセハ決シテ旧ニ復ス可ラサルノ性質ハ姦成ルニ及テ始メテ起ユル者ノ如シ破廉恥甚ノ文ト相異ナルヲ以テモ律意ヲシル可シ

## 第二条 殴傷スル者凡闘殴ヲ以テ論ス

人民罪アルニ当テヤ巡査之レヲ捕ヘ罪人ハ捕ヲ拒セク可ラサルノ義務ヲ有ス然レモ今夫レ無罪ノ人民タル片ハ人民豈ニ巡査ニ対シテ闘殴ス可ラスト云ヘル特別ノ義務ヲ債フ故アランヤ凡人ト同シク闘殴ス可ラスト云ヘル義務アラン或然リト雖エ官吏ナルヲ以テ少シク異ナル所ナキニ非ラス故ニ殴ニ止マル者ハ少シク加等シテ可ナラン乎既ニ折傷ニ至タラハ又何ソ加フルヲ用キン

## 第三条 違令律ニ依テ論ス

拷訊ニ閑スル罪凡テ廢セラル、以上ハ既ニ獄因誣指無罪人律二項ノ若シ官吏云々ヨリ拷訊ニ閑スルノ部ハ總テ廢シタルモノトス故ニ違令律ニ依ルモノトス而ソ其例二百八十七條ニ當テ違制輕重ニ依テ論スル至当ナル如シ

〔表紙〕  
 明治十三年第六月学年試業

日本刑法

法学式年生 岡山兼吉

明治十三年六月学年試業答案

貞永式目

第五十五 和面巧言トハ顔色ヲ和ゲ言語ヲタクミニシテ媚ヲ呈スル

ヲ云フ則チ巧言令色ナリ

第一 式目ヲ編成セシ時ノ將軍ハ源頼経ナリ  
 第二 対擇ハ抗シサカラウト云義ナリ則チ抗論スルナリ

第五十一 庭中トハ鎌倉之評定處ニテ將軍自カラ訴訟ヲ聽ク処ヲ  
 云フナリ

第三 大番役トハ京都警衛之役ナリ諸國ノ武士更ニ之ヲ勤ム

第五十二 放火人ノ罪科ハ強盜竊盜ノ罪科准シテ之ヲ禁遏セシム  
 ルナリ

第四 守護人ハ鎌倉ヨリ諸国ニ遣シ其國々を守ラシムルヲ云  
 地頭トハ莊園等ヲ治ル役ナリ

第五十三 召文三度ニ及ビ参上セザル者ハ訴人理アルキハ裁許シ

第五 国司領家ノ成敗ハ関東ニ於テ处置〔抹消〕〔セザルナリ〕スルヲ  
 ハ出来ザルナリ

第五十四 檢非使トハ罪科アル人ヲ逮捕シ或ハ謀反等ヲ企ツル者  
 アレバ之ヲ鎮撫警戒スル職務ナリ

第六 惡口ノ咎重キハ流罪輕キハ召籠メラル、ナリ

第五十五 名主職トハ名代人ト云義ニテ一村落或ハ一庄ノ人民ニ  
 代リテ一村一庄ノ事ヲ司ル役ナリ

第七 問注トハ原被告ヲ呼ビ出シ双方ヲ取糺シ其申シ立ヲ記載  
 スルヲ云ナリ

第五十六 依綱位(脇)三乱(脇)脇次トハ綱位僧官ニテ僧正大僧正ノ官位ヲ  
 云フ 脇次トハ一体僧タル者ハ年々九十日間ノ修業ヲ径テ  
 漸々官位ヲ進ムルヲ(脇)脇次ト云フ故ニ比ノ修業ヲ径ズシテ

第八 向背トハソムクト云「ニテ則チ人ニセナカヲ向ケルト云  
 フ義ナリ

第九 本書中法意ト云ハ古代ヨリノ法律ヲ指ス則チ大宝令ナリ

ミダリニ官位ヲ進ムルヲ脇次ヲ乱ルト云ナリ

(朱書)

第十七 理運ノ訴訟トハ原告ニ充分ノ正理アル訴訟ヲ云フナリ

(朱書)

第十八 過怠トハ罰ト云「ニテ則チ其過失怠惰ヲ罰シコラスノ

意ナリ

(朱書)

第十九 相伝ノ所領ハ売買スルヲ得ルト雖丘勲功等ニ依リ別御

恩ヲ以テ賜リタル處領ハ売買スルヲ得ザルナリ

(朱書)

第二十 問状ノ御教書ハ原告訴訟ヲ出スキ上ヨリ其訴状ニ副書

シテ被告ニ原告ヨリケ様之申立テアリ其方ニ於テ右様ナ

覺ヘアルヤナキヤト糺スヰ被告ヲ召ス書付ケナリ近世ノ

裏書キナリ

貞永式目

文学一年 積穗八束

(朱書)

第一 式目編成相成リシハ頼經將軍ノ御時ナリ

(朱書)

第二 対拵。敵方ニ対シテ張合テ我意ヲ主張スルヲ云フ也

第三 大番役トハ諸国ノ武士更々京都ニ出勤禁衛ノ事ヲ司ル役

(朱書)

目ナリ

(朱書)

第四 守護人トハ將軍家ヨリ諸國鎮撫ノ為所配置ナリ而シテ將

軍自ラ總追補使トテ守護人ノ〔総〕抹消頭ノ如キ景狀アリ

地頭職モ亦頼朝以来專ラ行ハル守護人ヨリハ權限ノ及フ  
處区域狭シ國々ニハ守護人アリ庄園ニハ地頭ヲ置クト云  
然レバ地頭ハ庄園ヲ司ルノ職ナリ守護人ノ專ラ司ル處ハ  
大番催促殺害人反謀人等ノ事項ナリ

(朱書)

第五 国司領家云々元司領家ハ朝庭ノ直管ナレバ関東ニテ真成

敗御口入ニ及ハサルナリ

(朱書)

第六 惡口ノ咎輕重ニ分テ処量ス重キハ流罪輕キハ召籠ラル、

ナリ

(朱書)

第七 愚口ノ咎輕重ニ分テ処量ス重キハ流罪輕キハ召籠ラル、

ナリ

(朱書)

第八 向背ニ二説アリ我背ヲ彼ニ向ル即チソムクノ義ト云ヒ或  
ハ云フ一時ハ彼方ニ一味シ再ヒ之ニ反シテ敵対ノ思ヲナ  
スノ義ナリト両説トモ帰スル處一ナルカ如シ差シタル異  
義ナキニ似タリ

(朱書)

第九 書中法意トアルハ古來ヨリノ法律ノ意ヲ持ス〔特〕殊ニ

大宝律令ヲ指スナルベシ

- 第十五 和面巧言トハ巧言令色媚ヲ呈「シタル」シテ自ラ謀ル處アルヲ云フナル可シ和ヤワラク巧タクミ也
- 第十一 庭中トハ鎌倉御殿庭中ト云義ニシテ庭中ニテ訴詔ヲ聞ナドノ云ニ至テハ將軍直ニ訴詔ヲ聽キ理非ヲ審判スルヲ云フ即内庭ナリ
- 第十二 放火ハ式目中別ニ載セス唯真罪科ハ強窃盜ニ準拠シテ之ヲ断スルヨシ見ニ
- 第十三 召文三度ニ及ヒ參上セサル者ハ原告理アラバ直ニ〔載〕裁許シテ之ヲ原告ニ与ヘ訴人理ナキ時ハ之ヲ官ニ没収〔サル可シ〕シ之ヲ他人ニ与フ牛馬雜物ハ社寺ノ用ニ供ス
- 第十四 名主職トハ名代人ト云フ如キ義ヨリ來リシナランカ在上者ニ代リ一庄一村落ヲ司ル役目ナリ近世名主、庄屋号ノ役ト大同小異ナラン勿論近世ノ名主ハ昔日名主職ノ流レナリ
- 第十五 檢非違使ト罪科人ヲ遂捕シ或ハ「不慮」乱放人取鎮メ反謀等ノ事アルヰ之ヲ警戒シ之ヲ鎮撫スルノ職掌ナリ現今ノ警視官ニ當ル欤
- 第十六 依綱位亂謄次綱位ハ僧官ナリ僧官位ノ昇進等ハ宜シク謄次トテ一定ノ日數修業ノ上順序ヲ追テ然ル可キニ當時ハ大ニ真序ヲ失ヒ候年不才ノ者モ一朝ニシテ高位ニ昇リ学識アルノ老僧モ衣鉢ノ資々モ欠ク有様トナル是謄次ヲ乱ルカ故ナリ
- 第十七 「理運之訴詔」訴人ノ申分理運ニ叶フヲ云フ欺理運ハ正理ノ運ナリ
- 第十八 過怠過ハ「アヤマチ」怠ハ「オコタル」ナレバ事ヲ疎略ニスルノ字義ナリ事ヲ輕シ疎略ニ処シ害ヲ來スノ咎ナリ又不注意（故意ナラズトモ）ノ罪ナリ
- 第十九 古来ヨリ相伝ノ所領ハ売買ニ得然レトモ勲功ニ依リ或ハ忠勤才能ニ依リ殊特ニ恩賜ノ所領ハ之ヲ売買スルヲ許サス売人買人トモニ罪アリ
- 第二十 問状ノ御教書 原告訴状ヲ出ス時上ヨリ真訴状ニ副書シテ被告ニケ様々々ノ訴告アリ汝ニ於テ覚エアリヤト之ヲ糺ス之ヲ召スノ書キ物ナリ近世裏書ト号ル者ト同シ
- （+④是部位云々ハ出発前ニナスナリ津ニ到リシ上ニナスニハアラス、文言少々曖昧ナレハ茲ニ特記ス）

## (欄外注記2)

「(⊗)便門トハ便近ノ門ヲ云フ」

## (欄外注記3)

「(⊗)孟子曰徒法不能自行、」

## (欄外注記4)

「(+)ベンサム氏云ク立法者ハ一国多衆ノ最大益ヲ以テ目的トセサルヘカラス (同氏立法論第一條)」

## (欄外注記5)

「、、得意」

## (欄外注記6)

「[品位モ相方相明言シテ約スルヰハ(コンヂンヨンブレンシデント)ニナル」「アリ」

## (欄外注記7)

「傍ハ徒トスル方可ランカ」

## (欄外注記8)

「(+)例ヘハ夜店テ黒色ノ筈ニテ求メシモノ紫ナルカ如シ其品位ナルヤ物質ナルヤ往々甚タ判スルニ難シ英ノ裁決例ニモ異説アリ」

## (欄外注記9)

「(⊗)売買ト雖モ往々其対手ヲ撰フ「アルベシ」」

## (欄外注記10)

「(⊗)日本ニテ格別ナキニ似タレモ泰西ニテハ其人ヲ撰フ「多シ」」

『明治十三年六月試業答書』

東京大学法学部第四年級第三年級及第二年級  
同 文学部第一科第三年級及第二年級  
第二科第三年級

同 法文学部第一年級

⑩